

結城市要介護・要支援認定関係資料の開示及び提供に関する要項

(目的)

第1条 この告示は、市長が保有する介護保険の要介護認定・要支援認定に係る情報（以下「認定情報」という。）の開示及び提供について必要な事項を定めることにより、個人情報保護に配慮しつつ介護保険被保険者（以下「本人」という。）の心身、環境、医療等の状況に応じた最適な居宅サービス計画、施設サービス計画、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護サービス計画」という。）の充実を図るとともに、認定情報の開示及び提供の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。

(対象となる情報)

第2条 開示及び提供の対象となる認定情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定調査票（基本調査、特記事項及び概況調査をいい、調査実施者が特定される部分を除くものとする。）
- (2) 主治医意見書（主治医の同意がある場合に限る。）
- (3) 要介護認定・要支援認定の審査判定結果

(認定情報の開示対象者)

第3条 認定情報の開示を受けることができる者は、本人、本人の法定代理人又は本人の委任を受けた者とする。

(認定情報の提供対象者)

第4条 認定情報の提供を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本人と居宅介護支援の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している居宅介護支援事業者
- (2) 本人と介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している地域包括支援センター
- (3) 本人と施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している介護保険施設
- (4) 本人と地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している地域密着型サービス事業者
- (5) 主治医意見書を作成した医師

(申請の手続)

第5条 前2条に該当する者が、第2条の認定情報の開示又は提供を受けようとするときは、要介護認定等に係る情報開示・提供申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により申請書を提出するときは、前2条に規定する者であることを証する書類（前条第1号から第4号までに規定する者である場合にあっては、その従業員であることを証する書類を含む。）を提示しなければならない。

(開示及び提供の方法等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、申請に係る本人の要介護認定・要支援認定について、介護認定審査会の審査判定が終了していない場合その他特別の事情がある場合を除き、認定情報の写しを交付するものとする。

- 2 前項の規定により交付する認定情報の写しは、一度の申請につき1部を限度とし、交付に係る手数料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 第4条に該当する者が、前条の規定により認定情報の提供を受けたときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供を受けた認定情報を介護サービス計画の作成以外の目的に使用しないこと。
- (2) 本人に関する認定情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、又は提供しないこと。
- (3) 提供を受けた認定情報を複写し、又は複製しないこと。
- (4) 提供を受けた認定情報を紛失、漏えい、破損等の事故がないよう厳重に管理すること。万一事故が発生したときは、直ちに市長に連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 本人との介護サービスの提供に係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた認定情報を所持する必要がなくなった場合は、速やかに当該情報を責任をもって破棄すること。
- (6) 提供を受けた認定情報の提示若しくは提出又は返還を市長から求められたときは、速やかにこれに応じること。

(遵守事項の違反者に対する措置)

第8条 市長は、認定情報の提供を受けた者が前条各号に規定する事項に違反したときは、提供した認定情報の返還を求めるとともに、以後の認定情報の提供を行わないことができる。

- 2 市長は、認定情報の提供を受けた者が前条各号に規定する事項に違反した場合において、当該違反をした者が第4条第3号に該当する者であるときは、介護保険法（平成9年法律第123号）第92条第2項、第104条第2項又は第114条の6第2項の規定により茨城県知事に通知しなければならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、認定情報の開示及び提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(結城市介護保険の情報の提供に関する要項の廃止)

- 2 結城市介護保険の情報の提供に関する要項（平成19年結城市告示第57号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。